

保険院に於ける健康保険制度擴充の計畫

保險院に於ては時世の要請に則して健康保險制度の擴充につき銳意計畫中であるが、現在一試案として研究されつゝあるものの要綱を示せば次に掲ぐるが如くで、被保險者の家族に對する給付の擴充、或は結婚手當金の支給の案等人口政策上も注目せらるゝ點が多い。

健康保險制度擴充案要綱

(昭和十六年五月三十一日
社會保險局試案)

一、通則

健康保險法と職員健康保險法との統一を爲すこと

二、保險事故

家族の傷病及分娩をも保險事故とすること

三、被保險者

- (一) 職員健康保險適用事業範圍を擴張して凡て事務所、商店等にして一定の規模(常時十人以上の職員を使用するもの)以上のものに適用すること、此の場合列舉主義を廢すること
- (二) 職員健康保險適用職員報酬限界年千二百圓を千八百圓に引上げ其れ以上の者は任意包括被保險者たり得ることとする、健康保險適用職員に付ても同様とすること
- (三) 常時十人未満の勞働者を使用する健康保險適用事業の事業主を強制被保險者とすること。但し傷病手當金は支給せざること
- (四) 主務大臣の指定する營業者團體に屬する營業

業報

主及被儲者を強制被保險者とする事

四、保險給付

- (一) 健康保險の療養の給付に一部負擔を認むること、此の場合一部負擔は定額とすること(大體二割以内の見込なること)
- (二) 療養の給付支給期間を改め左の通とすること
 - (イ) 被保險者資格繼續中の傷病に付ては支給期間の制限を爲さざること
 - (ロ) 被保險者資格喪失の際に於ける傷病に付ては左の區分に依ること
 - 1 業務上の傷病に付ては支給期間の制限を爲さざ長期に涉るときは打切療養費を認むること
 - 2 結核性疾病に付ては轉歸に至る迄療養の給付を爲すこと但し繼續一年以上被保險者たりし者に限ること
 - 3 其の他傷病に付ては資格喪失後六月とすること
 - (三) 繼續一年以上被保險者たりし者が資格喪失後六月以内に結核性疾病に罹りたるときは轉歸に至る迄療養の給付を爲すこと
 - (四) 傷病手當金の支給期間は資格繼續中及資格喪失後六月とすること但し業務上の傷病に付ては療養の給付支給期間中とすること
 - (五) 業務外の傷病に對する傷病手當金支給の待期は五日とすること
 - (六) 傷病手當金及出産手當金支給の標準は左の區別に依ること
 - (イ) 家族五人以上 百分の七十

(ロ) 家族一人以上四人迄 百分の六十

(ハ) 家族なきもの 百分の五十

(病院に收容されたる場合百分の二十)

- 業務上の傷病に因る場合の傷病手當金に付ては百分の十を附加すること
- (七) 繼續一年以上被保險者たりし者が資格喪失後一年半以内に分娩したるときは分娩費を支給すること
- (八) 分娩費を三十圓に増額すること

五、家族給付

- (一) 家族の療養の給付を擴充して被保險者と同様にすること
- (二) 家族の療養の給付の一部負擔は大體被保險者の倍額を標準とすること(手術五十錢、入院一圓、看護五十錢の一部負擔をも認むること)
- (三) 家族の分娩したるときは分娩費として二十圓を支給すること
- (四) 家族の療養の給付支給の條件は被保險者が繼續六月程度以上被保險者たることを要すること
- (五) 被保險者及家族に哺育手當を支給すること

六、福祉施設

- (一) 被保險者結婚したるときは結婚手當金を支給すること
- (二) 繼續一年以上被保險者たりし女子資格喪失後三月以内に結婚したるときは結婚手當金を支給すること
- (三) 結婚手當金は五十圓とすること

